

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【公開番号】特開2016-117002(P2016-117002A)

【公開日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-039

【出願番号】特願2014-256979(P2014-256979)

【国際特許分類】

C 02 F 1/28 (2006.01)

C 02 F 1/44 (2006.01)

B 01 D 63/02 (2006.01)

【F I】

C 02 F 1/28 G

C 02 F 1/44 B

B 01 D 63/02

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月31日(2017.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

円筒状の吸着材と、この吸着材の一端を閉塞する入口キャップと、前記吸着材の他端に配設した開口部を有する出口キャップと、U字状に束ねた中空糸膜束とを有し、

前記出口キャップの開口部に前記中空糸膜束が封止固定され、前記出口キャップから突出した前記中空糸膜束の一部が前記吸着材の中央の空間に配設され、

前記入口キャップが中央に開口部を有する円盤部材と、この円盤部材の開口部を閉塞する栓部材とを有する、浄水器用カートリッジ。

【請求項2】

前記栓部材がリング状凸部を有し、このリング状凸部が前記円盤部材の開口部の内周面に当接する、請求項1の浄水器用カートリッジ。

【請求項3】

前記栓部材が拡径部を有し、前記拡径部が前記円盤部材と係合している、請求項1または2の浄水器用カートリッジ。

【請求項4】

前記栓部材が縮径部を有し、前記縮径部が前記円盤部材と係合している、請求項1または2の浄水器用カートリッジ。

【請求項5】

前記栓部材と前記円盤部材の開口部とがバヨネット機構で接続されている、請求項1～4のいずれかの浄水器用カートリッジ。

【請求項6】

請求項1～5のいずれかの浄水器用カートリッジがケーシングに挿入されている、浄水器用フィルタ。

【請求項7】

請求項6の浄水器用フィルタを備えた、浄水器。

【請求項8】

請求項 1 ~ 5 のいずれかの浄水器用カートリッジの製造方法であって、

前記円筒状の吸着材の両端に、前記出口キャップおよび前記円盤部材を接着する工程と

、
前記 U 字状に束ねた中空糸膜束の折り曲げ側の端部から前記中空糸膜束の全長の 50 ~ 95 %までをシート状物で巻いたものを、その折り曲げ側の端部から、前記円筒状の吸着材の前記出口キャップ側の端部から前記円盤部材側の端部の方向に、前記円筒状の吸着材の中央空間に挿入する工程と、

前記円筒状の吸着材の前記円盤部材が有する開口部から前記シート状物を、前記円筒状の吸着材の前記出口キャップ側の端部から前記円盤部材の方向に引っ張る工程と、

前記 U 字状に束ねた中空糸膜束の折り曲げ側の端部の反対側の端部を固定し、前記シート状物を、前記円筒状の吸着材の前記出口キャップ側の端部から前記円盤部材の方向に引き抜く工程と、

前記円盤部材の開口部に、前記栓部材の一部を挿入する工程と、を有する浄水器用カートリッジの製造方法。